

議第204号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

平成21年11月25日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

損 害 賠 償 額	34,357,650円	
事 故 の 概 要	種 別	普通乗用自動車の衝突事故
	発 生 年 月 日	平成19年 4 月16日
	被 害 者	
	損 害 の 程 度	左 ^{とう} 橈骨骨折, 右 ^{きゅう} 寛骨臼骨折, 左足 ^{きゅう} 関節脱臼骨折, 右 ^{しょう} 踵骨骨折, 右足リスフラン ^{きゅう} 関節脱臼骨折並びに右第2, 第3, 第4及び第 5中足骨骨折

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。